

e - 電気料金

- 1999年5月の電気事業法改正により、特別高圧のお客さまへの電力供給が自由化され、以降自由化範囲は低圧需要家まで段階的に拡大。

1999年5月の電気事業法改正（2000年3月21日施行）により、特別高圧のお客さま（電力使用規模2,000kW以上、特別高圧電線路で受電）への電力供給が自由化された。

なお、自由化範囲については、2004年4月に高圧500kW以上のお客さままで、2005年4月に全ての高圧のお客さままで、更に2016年4月に低圧のお客さままで拡大された。（沖縄電力供給区域の自由化範囲は2004年4月から特別高圧のお客さま（原則2,000kW以上）に、2016年4月から高圧のお客さま・低圧のお客さまに拡大）

●お客さまへの供給

「小売電気事業者」として経済産業大臣の登録を受ければ、誰でも自由に電力小売供給事業に参入でき、お客さまは、供給者を自由に選択できる。料金等についても、お客さまと供給者の交渉で自由に決定され、供給者には供給義務は課されない。

●お客さまがどの小売電気事業者からも供給を受けられなくなる状態の回避

低圧のお客さまについては、当該区域の電力会社（みなし小売電気事業者）が「特定小売供給約款」に基づき、供給義務をもって供給する。

「特定小売供給約款」は認可制であるが、料金引下げなどお客さまの利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、料金改定の機動性及び事業者の自主性尊重の観点から、届出による改定が可能となっている。

なお、料金引上げ時は、ヤードスティック査定や公聴会といった一連の手続きを必要とする認可制により料金改定が実施される。

ただし、固定価格買取法に基づく再生可能エネルギー電気の買取費用や石油石炭税の税率増加など、他の法律の規定に基づいて支払うべき費用の増加に伴い料金を引き上げる場合には、届出で足りることとされている。

なお、特別高圧のお客さま・高圧のお客さまについては「最終保障供給約款」に基づき、また、離島においては「離島供給約款」に基づき、それぞれ当該区域の電力会社（一般送配電事業者）が供給義務をもって供給する。

●自由化部門と非自由化部門（特定小売供給約款による供給）の部門別収支の確認

自由化部門の収益動向が非自由化部門に影響を及ぼさないよう、区域の電力会社（みなし小売電気事業者）には、両部門の部門別収支の作成及び国への提出が義務付けられている。

- 経済情勢の変化をできる限り迅速に電気料金に反映させることや、電力事業の経営効率化の成果を明確にすることを目的とした制度。
- 燃料価格をより迅速に電気料金に反映するとともに、電気料金の変動を平準化する観点から、燃料の3カ月平均貿易統計価格に基づき、毎月調整する。
- 燃料費の一定以上の高騰には適用せず、料金の抑制にも配慮。

燃料費調整制度は、1995年の電気事業審議会料金制度部会中間報告を踏まえ、為替レートの変動などの経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映することや、燃料価格や為替変動などの外的要因を外部化することで電気事業の経営効率化の成果を明確にすることを目的として1996年1月の料金改定以降導入されている。

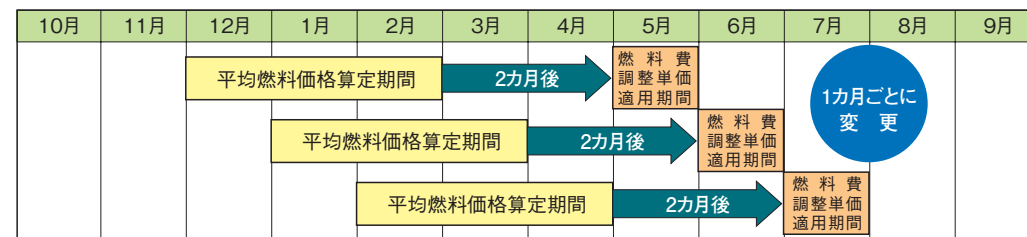
その後、2008年を通じて見られた未曾有の燃料価格の乱高下を受け、燃料価格をより迅速に電気料金に反映するとともに、電気料金の変動を平準化する観点から、燃料価格の変動を電気料金に反映するタイミングなどが見直され、2009年5月分の料金以降適用されている。

燃料費調整制度は、次の2つのポイントがある。

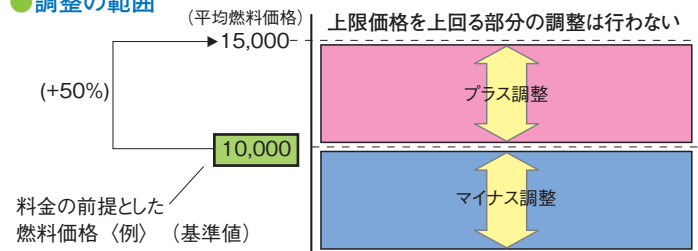
- 原油、石炭、LNGに関する貿易統計価格（円ベース）の3カ月平均値に基づき、料金を毎月調整する。たとえば3月の貿易統計価格は4月下旬に公表されるため、1～3月の平均貿易統計価格は、6月検針分の電気料金に反映される。
- 燃料価格の大幅な上昇時のお客さまに対する影響を緩和するために、基準値の+50%程度の価格を上限とし、燃料価格が高騰してもお客さま料金への反映には一定の抑制をする。

調整のイメージ

3カ月間の平均燃料価格に基づき、2カ月後の燃料費調整単価を算定し、1カ月ごとに変更



調整の範囲



用語解説 → 貿易統計 関税法に基づき財務省が毎月発表する公式統計

実施日 (期間)	改定率 (%)	為替レート (円 / \$)	原油CIF (\$ / b)
昭和61年6月(7カ月)	(暫定引下げ▲9.3)	177	19
昭和62年1月(12カ月)	(暫定引下げ▲13.1)	158	15
昭和63年1月	▲17.83	138	18.5
平成元年4月	▲2.96	124	16.5
平成5年11月(11カ月)	(暫定引下げ▲1.83)	104	16.5
平成6年10月(9カ月)	(暫定引下げ▲1.83)	99	17
平成7年7月(6カ月)	(暫定引下げ▲2.0)	85	19
平成8年1月	▲6.29	92	17.7
平成10年2月	▲4.67	117	19.1
平成12年10月	▲5.42	107	26.6
平成14年4月	(東京)▲7.02	122	22.5
平成14年7月	(東北)▲7.10	132	19.9
平成14年9月	(中部)▲6.18	129	24.9
平成14年10月	(北海道)▲5.39 (北陸)▲5.32 (関西)▲5.35 (中国)▲5.72 (四国)▲5.22 (九州)▲5.21 (沖縄)▲5.79	129	24.9
平成16年10月	(東京)▲5.21	109	34.8
平成17年1月	(東北)▲4.23 (中部)▲5.94 (九州)▲5.46	110	38.5
平成17年4月	(北海道)▲4.04 (北陸)▲4.05 (関西)▲4.53 (中国)▲3.53 (四国)▲4.23	110	38.5
平成17年7月	(沖縄)▲3.27	104	40.7
平成18年4月	(東京)▲4.01 (中部)▲3.79 (関西)▲2.91 (九州)▲3.71	117	57.3
平成18年7月	(北海道)▲2.85 (東北)▲3.05 (北陸)▲2.65 (中国)▲2.51 (四国)▲2.57 (沖縄)▲3.24	117	59.5
平成20年3月	(北陸)－	119	71.0
平成20年4月	(中部)▲0.80	113	82.9
平成20年9月	(北海道)－ (東北)－ (東京)－ (関西)▲0.34 (中国)▲1.00 (四国)▲1.02 (九州)▲1.18 (沖縄)▲0.45	107	93.0
平成24年9月	(東京)8.46	78.5	117.1
平成25年4月	(中国)0.04円/kWh ※地球温暖化対策税の導入を反映		

実施日 (期間)	改定率 (%)	為替レート (円 / \$)	原油CIF (\$ / b)
平成25年5月	(関西) 9.75	78.9	105.9
	(九州) 6.23	79	105.9
平成25年7月	(北陸) 0.04円/kWh ※地球温暖化対策税の導入を反映		
平成25年9月	(北海道) 7.73	87	112.6
	(東北) 8.94	80.2	114.4
	(四国) 7.80	80	114
平成26年5月	(中部) 3.77	99	105.5
平成26年6月	(北陸) 0.04円/kWh (中国) 0.06円/kWh ※地球温暖化対策税の引上げに伴う改定		
平成26年11月	(北海道) 15.33% ※電源構成変分認可制度に基づき、申請	87	112.6
平成27年6月	(関西) 8.36% ※電源構成変分認可制度に基づき、申請	78.9	105.9
平成28年10月	(九州) 0.06円/kWh ※地球温暖化対策税の引上げに伴う改定		
平成29年8月	(関西) ▲4.29	112.7	55.2
平成30年7月	(関西) ▲5.36	109.5	66.4
平成31年4月	(九州) ▲1.09	113	77.4
令和2年10月	(北海道)▲0.01円/kWh (中部)▲0.03円/kWh (北陸)▲0.01円/kWh (関西)平均▲0.16円/kWh (中国)▲0.03円/kWh		
令和5年4月	(東京) 0.23円/kWh (中部) 0.42円/kWh (北陸) 1.36円/kWh (関西) 0.36円/kWh (中国) 1.34円/kWh (九州) 0.87円/kWh		
令和5年6月	(北海道) 23.22 (東北) 25.47 (東京) 15.90 (北陸) 41.92 (中国) 26.11 (四国) 28.74 (沖縄) 43.41	139	95

- (注) 1. 暫定引下げは、円高等による急激な燃料価格の値下り分を速やかにお客さまにお返しするため行ったもの。
 2. 昭和63年、平成8年の改定率は、暫定引下げを行う前の料金水準(規定料金)からのもの。
 3. 平成12年10月以降の改定率は規制部門の数値。

(次画面へ続く)

●電気料金改定の歴史 (電力再編成後)

対象会社	実施年月日	改定率 (%)	改定要因
9電力	26. 8. 13	平均30.1	物価上昇および第1次資産評価実施による資本費増加のため
9電力	27. 5. 11	平均28.0	物価上昇および第2次資産評価実施による資本費増加のため
9電力	29.10. 1	平均11.2	電源開発および第3次資産評価実施による資本費増加のため
2電力	32. 7. 14	東北17.8 北陸18.14	電源開発に伴う資本費増加のため
九州電力	36. 3. 21	10.5	電源開発に伴う資本費増加および水火力調整金打ち切りによる収支悪化のため
東京電力	36. 8. 5	13.7	電源開発と送・配電設備の拡充強化に伴う資本費増加および燃料費増大のため
東北電力	37.12. 1	12.6	電源開発に伴う資本費増加と燃料費および購入電力料増大のため
中部電力	40. 4. 1	7.89	電源開発に伴う資本費増加および燃料費増大のため
北陸電力	41. 8. 9	6.38	電源開発に伴う資本費増加のため
中国電力	41.10.15	▲3.91	経営合理化による料金格差是正のため
沖縄電力	47. 9. 1	17.0	本土復帰による為替レート変更
四国電力	48. 9. 29	17.75	公害防止、環境調和のための投資増、燃料費の急増、諸物価高騰 電源開発に伴う資本費増加のため
関西電力	48. 9. 29	22.23	公害対策費の増大、電源開発に伴う資本費の増大、燃料費増大のため
9電力	49. 6. 1	平均56.82	燃料費の高騰・環境対策費および電力供給設備拡充に伴う資本費の増大、諸物価の高騰
沖縄電力	49.11.16	85.91	石油危機による燃料費の急騰
4電力	51. 6. 26	北海道30.33 北陸26.06 東北28.47 九州24.84	燃料費の高騰
関西電力	51. 8. 10	22.22	資本費など設備関連費の増大
沖縄電力	51. 8. 18	28.49	燃料費の高騰
4電力	51. 8. 31	東京21.01 中国22.19 中部22.47 四国22.81	諸物価の高騰
8電力	53.10月分	平均▲1.35円/kWh (北海道を除く)	(53年10月から54年3月分までの6カ月間引下げ実施)
2電力	55. 2. 12	北海道35.62 沖縄43.66	燃料費高騰
8電力	55. 4. 1	平均52.26 (北海道を除く)	燃料費高騰
沖縄電力	55.10. 8	19.18	燃料費、資本費の増大
北海道電力	56.10. 1	18.11	燃料費高騰
9電力	61. 6月分	平均▲2.20円/kWh	(61年6月から62年3月分までの10カ月間引下げ措置)
9電力	62. 1月分	平均▲3.10円/kWh	(62年1月から62年12月分までの12カ月間引下げ措置)
10電力	63. 1. 1	平均▲17.83	燃料費の低減および需給状況、供給原価の変動に伴う料金制度の見直し
10電力	平成元.4. 1	平均▲2.96	税制改革および燃料費・需給状況の変動に伴う料金改定
北海道電力	5. 10月分	▲0.88円/kWh	(5年10月から6年9月分までの12カ月間引下げ措置)
10電力	5. 11月分	平均▲0.35円/kWh	(5年11月から6年9月分までの11カ月間引下げ措置)
北海道電力	6. 10月分	▲0.88円/kWh	(6年10月から7年9月分までの12カ月間引下げ措置)
10電力	6. 10月分	平均▲0.35円/kWh	(6年10月から7年9月分までの12カ月間引下げ措置)
北海道電力	7. 7月分	▲0.90円/kWh	(7年7月から7年12月分までの6カ月間引下げ措置)
10電力	7. 7月分	平均▲0.40円/kWh	(7年7月から7年12月分までの6カ月間引下げ措置)
10電力	8. 1. 1	平均▲6.29	電気事業法の改正とあわせ燃料費の低減を反映
10電力	10. 2. 10	平均▲4.67	経営効率化努力によるコスト削減
10電力	12. 10. 1	平均▲5.42 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減

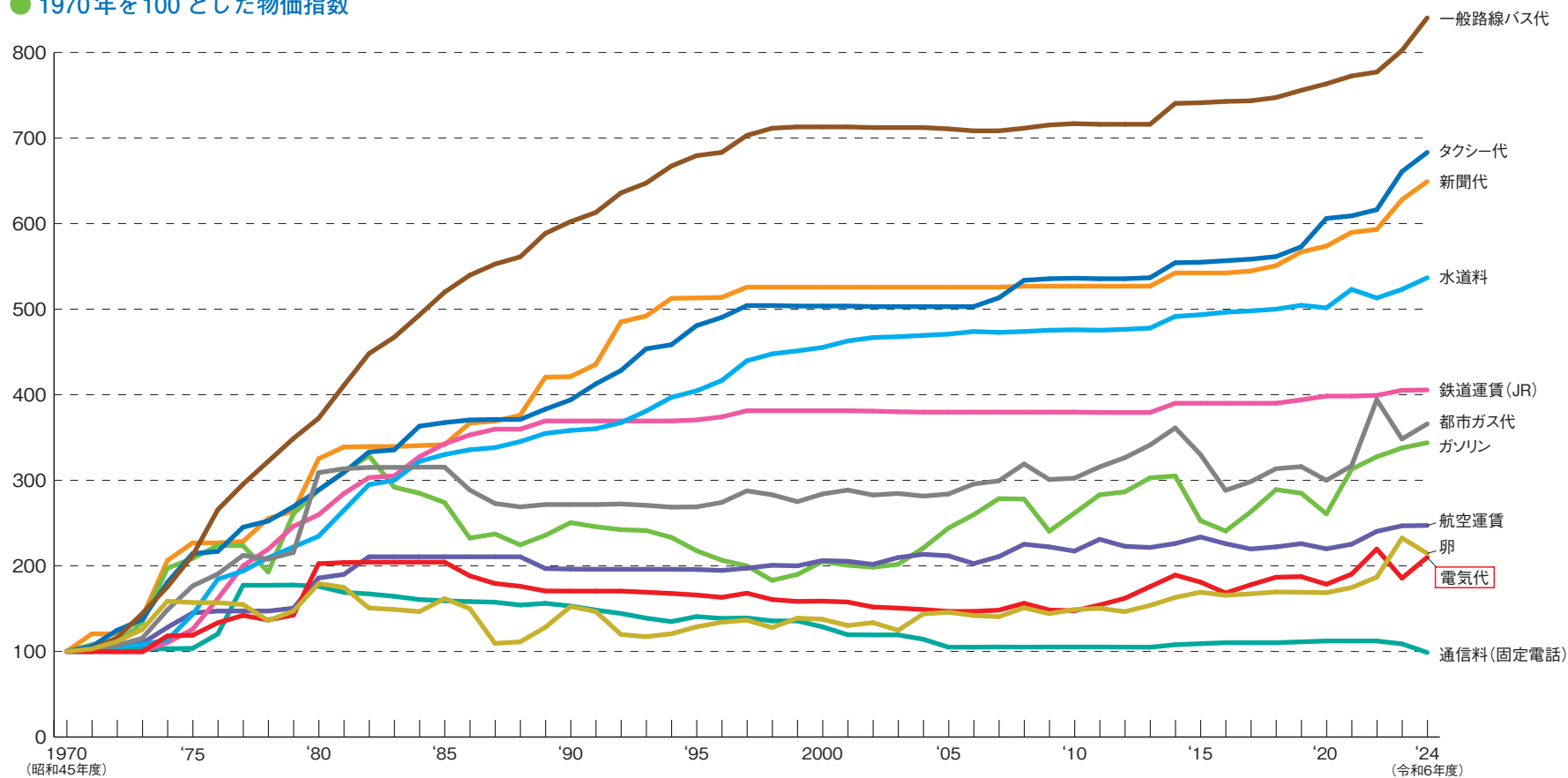
対象会社	実施年月日	改定率 (%)	改定要因
東京電力	14. 4. 1	平均▲7.02 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
東北電力	14. 7. 1	▲7.10 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
中部電力	14. 9. 1	▲6.18 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
7電力	14. 10. 1	北海道▲5.39 北陸▲5.32 関西▲5.35 中国▲5.72 四国▲5.22 九州▲5.21 沖縄▲5.79 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
東京電力	16. 10. 1	▲5.21 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
3電力	17. 1. 1	東北▲4.23 中部▲5.94 九州▲5.46 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
5電力	17. 4. 1	北海道▲4.04 北陸▲4.05 関西▲4.53 中国▲3.53 四国▲4.23 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
沖縄電力	17. 7. 1	▲3.27 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
4電力	18. 4. 1	東京▲4.01 中部▲3.79 関西▲2.91 九州▲3.71 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
6電力	18. 7. 1	北海道▲2.85 東北▲3.05 北陸▲2.65 中国▲2.51 四国▲2.57 沖縄▲3.24 (規制部門)	経営効率化努力によるコスト削減
1電力	20. 3. 1	北陸— (規制部門)	燃料価格の高騰などによる電源コストの大幅増等があるも、 経営効率化努力を反映
1電力	20. 4. 1	中部▲0.80 (規制部門)	燃料価格の高騰などによる電源コストの大幅増等があるも、 経営効率化努力を反映
8電力	20. 9. 1	北海道— 東北— 東京— 関西▲0.34 中国▲1.00 四国▲1.02 九州▲1.18 沖縄▲0.45 (規制部門)	燃料価格の高騰などによる電源コストの大幅増等があるも、 経営効率化努力を反映
東京電力	24. 9. 1	8.46 (規制部門)	原子力発電所の稼働低下に伴う燃料費増大
中国電力	25. 4. 1	0.04円/kWh	地球温暖化対策税の導入を反映
2電力	25. 5. 1	関西 9.75 九州 6.23	原子力発電所の稼働低下に伴う燃料費増大
北陸電力	25. 7. 1	0.04円/kWh	地球温暖化対策税の導入を反映
3電力	25. 9. 1	北海道 7.73 東北 8.94 四国 7.80	原子力発電所の稼働低下に伴う燃料費増大
中部電力	26. 5. 1	3.77	原子力発電所の稼働低下に伴う燃料費増大
2電力	26. 6. 1	北陸 0.04円/kWh 中国 0.06円/kWh	地球温暖化対策税の引上げに伴う改定
北海道電力	26. 11. 1	15.3	電源構成変分認可制度に基づき、申請
関西電力	27. 6. 1	8.36	電源構成変分認可制度に基づき、申請
九州電力	28. 10. 1	0.06円/kWh	地球温暖化対策税の引上げに伴う改定
関西電力	29. 8. 1	▲4.29	原子力発電所の運転再開に伴う燃料費削減および経営効率化深掘り
関西電力	30. 7. 1	▲5.36	原子力発電所の再稼働に伴う燃料費削減および経営効率化深掘り
九州電力	31. 4. 1	▲1.09 (規制部門)	原子力発電所の稼働と経営効率化の取組状況を反映

●電気料金改定の歴史 (電力再編成後)

対象会社	実施年月日	改定率 (%)	改定要因
5電力	令和2.10.1	北海道▲0.01円/kWh 中部▲0.03円/kWh 北陸▲0.01円/kWh 関西平均▲0.16/kWh 中国▲0.03円/kWh (規制部門)	託送供給等約款の見直し等に伴う改定
6電力	令和5.4.1	東京0.23円/kWh 中部0.42円/kWh 北陸1.36円/kWh 関西0.36円/kWh 中国1.34円/kWh 九州0.87円/kWh	レベニューキャップ制度導入に伴う託送供給等約款の見直し等に伴う改定 ※改定率は規制部門の平均
7電力	令和5.6.1	北海道23.22 東北25.47 東京15.90 北陸41.92 中国26.11 四国28.74 沖縄43.41	ロシアによるウクライナ侵攻に伴う燃料価格の高騰等 ※改定率は規制部門の平均

- 電気料金は他の公共料金と比較しても低く推移。
- 経済性や安定性を考慮したバランスのよい電源構成の構築や、様々な競争原理を取り入れることによる経営効率化を進めている。

● 1970年を100とした物価指数



(出典)総務省統計局「消費者物価指数 全国(品目別価格指数 年度平均)」をもとに作成